

野田市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 野田市農業委員会会長後藤和久は令和8年8月7日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1.2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1 番	宇佐見 稔 久	2 番	石 塚 正 夫
3 番	川 辺 茂	4 番	吉 岡 清 美
5 番	飯 田 多寿子	6 番	山 田 賢 一
7 番	鳩 貝 直 子	8 番	遠 藤 一 浩
9 番	後 藤 和 久	10 番	篠 崎 達 夫
11 番	荒 木 大 輔	12 番	筑 井 正
13 番	糸 川 幸 夫		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農地利用配分計画の中途解約について

報告第7号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	渡邊 宏治
局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主任主事	山代 紘平

議長 ただいまから令和8年第9回野田市農業委員会総会を開会します。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

なお、本日は農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、発言をよろしくお願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

3番 川辺 茂 委員

4番 吉岡 清美 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田現況畑1筆158平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

川辺委員 今月は1班が担当で、8月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番から3番、議案第2号1番、議案第3号2番から5番、8番、10番、11番について宇佐見委員が、議案第1号4番から11番、議案第3号1番、6番、7番、9番、12番から14番について遠藤委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について宇佐見委員から報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号1番について報告します。

申請地は現況畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で953平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲受人は以前からその土地を借りていましたが、作業効率を図るため隣接地の圃場と一体化したい旨相談し、譲渡人もそれを了承したためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号2番について報告します。

申請地は田1筆で、耕作されている状態でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で399平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、自家消費による家庭菜園のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号3番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆、畑2筆で合計2,356平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号4番について報告します。

申請地は、田んぼが作付けされており、畑は保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番、6番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番6番についてご説明いたします。

申請地は、田4筆11,461平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号5番、6番について報告します。

申請地は、田んぼ4筆ですべて作付けされている状態でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆、畑1筆で合計1,090平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、相続したが神奈川県に居住しており管理できないため。

譲受人は親戚である譲渡人から相談を受け、自身の農地に隣接していることから売買に至ったとのことです。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号7番について報告します。

申請地は、畑2筆で作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、現況田3筆、畑6筆で合4,620平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 8 番について報告します。

申請地は、田んぼが作付けされており、畑は保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、田現況畑 4 筆で 4,067 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 9 番について報告します。

申請地は、現況畑 4 筆でハウスが建っており、作付けされている状態でした。

譲受人は、市外に在住で新規就農にもかかわらず、すでにそのハウスで、アスパラガスの作付けを行っていることから、営農に問題ないと思われますが、新規就農ということもあり、この場で直接本人から説明を受けたうえで、審議するという判断をしました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請人説明—

申請代理人 行政書士の〇〇と申します。

××市から参りました。

野田市への申請は初めてですので、よろしくお願いいたします。

世話人 △△市から参りました、□□と申します。

にんにく、山芋などと、シイタケやリンゴなどもやっています。

議長 何かご質問ありますか。

—質問・答弁—

●●委員 ××市ではいろいろとやられているようですが、野田では何をやられるんですか。

世話人 ハウスを借りまして、アスパラを。

1200 坪くらいあるんですが、もう今そこで栽培させてもらっています。

どうしてアスパラかというと、一度植えると、手間ひまかからずできるんですね。

●●委員 そのハウスのとなりの田んぼでは、何をやられるんですか。

世話人 そこも、今後の様子を見てからですけど、アスパラをやろうと思ってます。

◎◎委員 東京の◆◆の方から通ってやられるんですかね。

それと、アスパラの納品先とかはどうされるんですか。

世話人 通い先と野田の中間あたりに冷凍倉庫をお借りしてですね、そこをストックヤードにして運営していきます。

納品先は、今シイタケを豊洲に卸しているので、同様にそうなるかと。

△△委員 ハウスは4棟ですよ。

結構破れていたり、破損してるところも見受けるんですけど。

世話人 まだまだ手が回ってなくて、使いまわしながら上手くやり、人員を整えてやっていこうと思っています。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 続きまして申請番号 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1,189 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲渡人は、後継者不足による農業経営の廃止のため。

議受人は、法人設立に伴う経営農地の確保のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号10番について報告します。

申請地は、畑2筆で一部果樹の作付けが始まっている状態でした。

こちらも、すでに果樹の植栽が始まっていることから、営農に問題ないと思われますが、新規就農ということもあり、この場で直接本人から説明を受けたうえで、審議するという判断をしました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請人説明—

申請人 ○○と申します。

介護施設を運営していきまして、その奥の空いている土地でオリーブとレモンや柑橘類を栽培していきたいと考えています。

弟が障がい者施設を運営していきまして、自分一人ではなかなか手が回らないときは、そちらの従業員の方達にも手伝ってもらったり、アルバイトを雇ったりしていきたいと思っています。

××市に、●●というレストランがありまして、そこにも卸させてもらう計画をしています。

又、千葉の農業学校に通わせていただき、その会社から苗を買わせていただいているんですが、そこにも卸していけるよう計画しています。

何故オリーブをやりたいと思ったかという点、実はオリーブは有名ですが、私はお茶が好きで、オリーブの葉もお茶になり、抗酸化作用があるんですね。

今、抹茶がブームですけども、オリーブの葉もパウダーとしても使えるので、ぜひやっていきたいなと思いました。

議長 何かご質問ありますか。

—質問・答弁—

◎◎委員 介護施設のための農業法人をやるのか、農業をやるための法人設立なのか、どちらなんですか。

申請人 ××市や△△市にも畑がありまして、県をまたいでやるにはということで、農業法人を作りました。

◎◎委員 農業をやるための法人設立ということでよかったんですね。

申請人 はい、そうです。

▽▽委員 △△町へ卸したり、××市で販売したりで大変ですが、どのくらい収入があがるのか心配ですし、オリーブってのは雑草対策も大変でしょう。

申請人 他市は、あくまでも売り先の一つであって、苗を購入している会社にも、鉢を置かせてもらってる良好な関係です。

〇〇委員 ほかには何か作物の研修とかはやられたんですか。

申請人 今まではオリーブ専門でやっていましたが、今も学校とはつながっていて、近くの関宿の方にも先生がいらっしゃるの、心配していません。

▽▽委員 今、地図をみたんですが、飛び地になっていて、畑への入り口が見当たらないんですが、大丈夫ですか。

申請人 うちのすぐ裏なので、出入りは問題ありません。

お隣とかにもお声掛けして、スムーズに行き来できるようにしていきます。

△△委員 オリーブとかレモンとかは時間のかかる作物だと思うんですけども、できたものの葉や実の加工とかはどこでどうやってやられるんですか。

申請人 一緒に学校に行っていたメンバーとつながっていて、一緒に学校の機材を使わせてもらいながらやっていく計画です。

□□委員 レモンやオレンジなど他の柑橘を作る予定はあるんですか。

野田は朝晩の気温が低いから、オレンジなど柑橘類が育ちにくいように思うんですが。

申請人 オリーブは宮城のほうでも栽培できているようですので、大丈夫だと思います。

今、ポットでオレンジやレモンも置いてはありますが、土地が狭いので、野田ではオリーブだけを栽培するよう考えています。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 続きまして申請番号 11 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆 508 平方メートルとなっております。権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 11 番について報告します。

申請地は、畑 1 筆で作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

◎◎委員 譲り渡し人の規模を縮小するためとなっておりますが、この会社は主で農業経営をやっていたんですか。

事務局 農業経営をやっていたわけではなく、土地の名義が会社だったということです。

〇〇委員 先ほどの 9 番 10 番の件ですが、こちらは認定農業者などを目指しているんですか。

事務局 9 番については、特にそういうことはないようです。

10 番も聞いてはおりません。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、■■委員の退席を求めます。

—■■委員退席—

それでは、申請番号1番になりますが、この案件は議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」の申請番号2番とも関連しておりますので、合わせて審議することとします。

それを踏まえて、■■委員の関係する案件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番及び議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、田1筆865平方メートルとなっております。

5ページをご覧ください。議案第3号申請番号2番は、田11筆合計12,128平方メートル、全て合わせると田12筆12,993平方メートルとなっております。

転用の目的は埋め立てを伴う農地造成による一時転用です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号1番及び議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農振農用地の区域内にあります。

当該地は田んぼですが、今は作付けされておらず、草が生い茂っている状態です。

農振農用地内の埋め立てで、また千葉県農業会議の諮問案件ということもあり、この場で直接申請代理人から説明を受けたうえで、審議するという判断をしました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請代理人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請代理人入室—

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請代理人説明—

申請代理人 ●●です。

今回の申請地は水はけが悪く、水田として耕作するのに困難なための取り組みです。

水田におよそ平均約 1.9 メートルの盛土をして畑にします。

作付けはサツマイモと栗になります。

のり面に側溝を設置します。

議長 何かご質問ありますか。

—質問・答弁—

▽▽委員 大きな面積ですが、土はどういう土で、どこから持ってくるのか教えてください。

申請代理人 白井市の物流倉庫を作るところからで、梨畑から出る土です。

▽▽委員 建設残土ではなく、畑からということですね。

申請代理人 はい、土壌検査も問題ありませんでした。

〇〇委員 あそこはかなり水はけが悪いので、根腐れする危険もあるので大丈夫ですか。

申請代理人 栗は 2 メートル近く根をはりますので、それに見合う高さを盛ります。

◎◎委員 使用貸借の契約になっていますが、原状復帰して返す時、盛土や栗はどこまでの計画になっていますか。

申請代理人 はい、一度入れた土は戻せませんが、栗は全て伐根します。

□□推進委員 地元の委員としてのお願いです。

土砂の搬入、相当あると思われますが、事故のないようにしていただきたい。

それと、地元の方たちが心配しないよう、責任者や連絡先を明示した工事看板をきちんと設置してやっていただきたい。

お願いいたします。

議長 他にございませんか。

では、私から一つ。

あそこは、みずきの市街地から流山～三郷につながる幹線道路の脇ですから、地元から埋め立て目的だなんて言われないように、計画通り耕作していただきたいと思います。

議長 他に質問がないようでしたら、申請代理人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請代理人退席—

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、6ページ、議案第3号申請番号14番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番及び議案第3号申請番号2番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書の写しが添付されております。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号及び議案第3号申請番号2番について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

◎◎委員 埋め立てするところは農振農用地域ですが、土入れて田を畑に変えてもいいんですか。

事務局 農政課からは何も指摘はありませんでしたので、問題ないと思いますが。

◎◎委員 再度、農政課に確認しておいてください。

◆◆推進委員 1.9メートルって、道路からはどれくらいありますか。

事務局 道路からは1.5メートルの高さです。

◆◆推進委員 そんなに高低差があって、大丈夫なんですか。

事務局 もちろん我々も周辺からのご意見がないよう、いろいろと調整をとり、周辺農家への周知を回ってもらいましたし、農地法で規制することはできないんですけども、なんとか道路から1.5メートルまで下げてもらったということです。

議長 外に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号及び議案第3号申請番号2番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—■■委員入室—

議長 それでは、引き続き議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、◇◇委員の退席を求めます。

—◇◇委員退席—

それでは、◇◇委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑10筆合計4,397平方メートルとなっております。

転用の目的は賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草の生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内で浸透処理となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号申請番号7番について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号申請番号7番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—◇◇委員入室—

議長 それでは、引き続き議案第3号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆合計566.95平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計261平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による分家住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給水は井戸から給水し、排水については合併浄化槽にて処理後、宅地内に蒸発散処理層を設置し処理となっております。

雨水は敷地内に雨水浸透枳を設置して処理となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲との境界を空けることとし、土砂等の流出防止のため、必要に応じて芝・植樹による防止行う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆810平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 771 平方メートルの内 385.67 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による店舗及び資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除 の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、すでに一部が平成 13 年度に駐車用用地として農地転用されており、残った部分が今回の申請地で、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給水は隣接地の既存建物の水を利用するため、取水計画はなく、排水計画についても水の利用がないことから不要となり、雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆合計 1,037 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆合計 2,195 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリート塀で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、現況畑 1 筆 2,638 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されますが、既存施設の拡張のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆 2,286 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンス及び単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆 489 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による分家住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 11 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、市の水道を引き込み、雑排水は合併浄化槽を設置し、既設の排水桝に接続して放流。

雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲が親族の土地であることから囲い等の計画はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 12 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、現況畑 4 筆 869 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック及びフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番、14 番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 13 番、14 番についてご説明いたします。

申請地は、現況畑 3 筆 2,021 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 13 番、14 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 3 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号申請番号 2 番、7 番以外について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成 6 年頃から宅地の一部として利用し、現在に至っております。

平成 16 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 60 年頃から宅地の一部として利用し、現在に至っております。

平成 7 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第 4 号について事務局の説明が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

野田市長より令和 8 年 7 月 23 日付けで、令和 8 年度第 5 次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第 3 項の規定により農業委員会の決定を求められています。

13 ページをご覧ください。

一括分ですが、5 年の設定期間で畑 3 筆 5,116 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第 5 号の事務局の説明が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 7 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 3 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 5 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、7 件受理しております。

次に 6 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3 件受理しております。

次に 7 ページ、8 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、7 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 9 ページから 13 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2 件提出がありました。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農用地利用集積計画の中途解約について、1 件提出がありました。

次に 15 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用配分計画の中途解約について、1 件提出がありました。

次に 16 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願について、1 件提出がありました。

以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 4 時 30 分)